

令和5年8月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(行コ)第1号 政務活動費返還請求控訴事件 (原審・金沢地方裁判所令和4年(行ウ)第8号)

口頭弁論終結日 令和5年5月31日

判 決

5 金沢市

控 訴 人 林 木 則 夫

金沢市広坂一丁目1番1号

被 控 訴 人 金 沢 市 長 村 山 卓

10 同訴訟代理人弁護士 向 峠 仁 志

金沢市深谷町ニ75番地1

被控訴人補助参加人 清 水 邦 彦

金沢市近岡町108番地7

被控訴人補助参加人 源 野 和 清

15 上記兩名訴訟代理人弁護士 山 村 三 信

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用(補助参加によって生じた費用を含む。)は控訴人の負担とする。

20 事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、原判決別表「議員氏名」欄記載1及び2の者に対し、それぞれ、対応する同表「違法支出額合計(円)」欄記載の金額及びこれに対する令和3年5月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要等（略語等は原判決の例による。）

1 事案の概要

本件は、金沢市（以下、単に「市」ということがある。）の住民である控訴人が、市議会の議員である原判決別表「議員氏名」欄記載の各議員（本件各議員）が令和2年度に市から交付を受けた政務活動費を支出したことについて、対応する同表「違法支出額合計（円）」欄記載の金額の支出は違法であり、本件各議員は市に対して上記金額に相当する金員をそれぞれ不当利得として返還すべきであるのに、市の執行機関である被控訴人がその返還請求を怠っていると主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被控訴人に対し、本件各議員に対して上記不当利得の返還及びこれに対する令和2年度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日である令和3年5月1日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を請求するよう求めた事案である。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却した。これに対し、控訴人がこれを不服として控訴した。

2 関係法令等の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者（以下、混同のおそれのない限り、被控訴人補助参加人らを含め「当事者」という。）の主張は、後記3において当審における控訴人の主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2の2ないし5（以下「原判決第2の2ないし5」といい、同欄の他の記載も同様の方法により特定する。）に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における控訴人の主張

(1) 原審は、控訴人において、控訴人が問題とする本件各議員の支出（本件各支出）が金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（本件条例）別表に定める政務活動に要する経費（条例所定経費）に該当する支出でないことを推認させる一般的・外形的事実（外形的事実）の存在を主張立証すべきものと判

断したが、誤っている。

原審において主張したとおり、本件各支出について、本件条例別表所定の政務活動に要する経費に該当することを証する書類が提出されなければ、直ちに違法支出となるのであるから、控訴人が上記外形的事実の存在を主張立証する必要はないと解すべきである。

(2) 原審は、政務活動費が会派共用費に充てられたことをもって、直ちに違法支出に該当するものとはいえないと判断したが、誤っている。

本件条例は、政務活動費を、議員が行う政務活動に対して（8条1項）、議員に対し交付する（2条）としているのであるから、地方自治法100条14項が会派に言及していることは、政務活動費を会派共用費に充てることができることの根拠とはならない。会派共用費の支出として適法となるのは、本件条例別表1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費に支出されたことを証する書類が提出された支出のみであるところ、会派共用費に係る本件各支出について、これらの書類の提出がないから、違法支出である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、原審と同様に、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、後記2において当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほかは、原判決第3の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 控訴人は、原審が、控訴人において本件各支出が条例所定経費に該当する支出でないことを推認させる外形的事実の存在を主張立証すべきものと判断したことが誤りである旨を主張するが、その前提となる、本件各支出について、本件条例別表所定の政務活動に要する経費に該当することを証する書類が提出されなければ、直ちに違法支出となる旨の主張を採用することができないことは、原判決第3の1(2)を引用して説示したとおりであるから、控訴人の上記主張も採用することができない。

(2) 控訴人は、原審が、政務活動費が会派共用費に充てられたことをもって、直ちに違法支出に該当するものとはいえないと判断したことが誤りであるとし、本件条例は、政務活動費を、議員が行う政務活動に対して、議員に対し交付するとしているのであるから、地方自治法100条14項が会派に言及していることは、政務活動費を会派共用費に充てることができることの根拠とはならない旨を主張する。

しかしながら、同項が会派に言及しているのは、同項所定の「議員〔中略〕の活動」に議員の属する会派が行うものも含まれるからであると解されること、同法は、会派が行う政務活動に係る経費に充てるための政務活動費について、当該会派に直接交付するか、当該会派を構成する議員に交付するかを地方公共団体の自主的な判断に委ねたものと解されることは、いずれも原判決第3の1(5)を引用して説示したとおりであり、本件条例が、会派が行う政務活動に係る経費に充てるための政務活動費を、当該会派を構成する議員に交付することを選択したものであることは、その規定（原判決第2の2(2)）から明らかである。

そして、本件各支出のうち会派共用費に充てられたとされる部分が違法であるというためには、少なくとも、これらの支出が本件条例別表11の項の定義する会派共用費に充てられたものではないことを推認させる外形的事実が主張立証されることを要するところ（前記(1)）、控訴人は上記外形的事実の主張立証をしないのであるから、上記部分が違法支出に当たるとすることはできない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

(3) 控訴人は、その他にも種々主張するが、いずれも当裁判所の判断を左右するものではない。

25 第4 結論

以上によれば、控訴人の請求はいずれも棄却すべきところ、これと同旨の原判

決は相当であるから、本件控訴は理由がない。

よって、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

5

裁判長裁判官

吉田尚弘 

10

裁判官

升川智道 

15

裁判官

平野剛史 

これは正本である。

令和5年8月23日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官 道下さつき

